

令和元年

三重県議会定例会会議録

(12 月 20 日)
(第 21 号)

第21号
12月20日

令和元年

三重県議会定例会会議録

第 21 号

○令和元年12月20日（金曜日）

議事日程（第21号）

令和元年12月20日（金）午前10時開議

- 第 1 議案第43号から議案第90号まで並びに議提議案第 1 号
〔委員長報告、討論、採決〕
- 第 2 請願の件
〔討論、採決〕
- 第 3 意見書案第 9 号から意見書案第12号まで
〔討論、採決〕
- 第 4 常任委員会の調査事項に関する報告の件
- 第 5 閉会中の継続調査の件

会 議 に 付 し た 事 件

- 日程第 1 議案第43号から議案第90号まで並びに議提議案第 1 号
- 日程第 2 請願の件
- 日程第 3 意見書案第 9 号から意見書案第12号まで
- 日程第 4 常任委員会の調査事項に関する報告の件
- 日程第 5 閉会中の継続調査の件

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 51名

1 番

川 口 円

2	番	喜田	健児
3	番	中瀬	信之
4	番	平畑	武
5	番	石垣	智矢
6	番	小林	貴虎
7	番	山本	佐知子
8	番	山崎	博
9	番	中瀬古	初美
10	番	廣	耕太郎
11	番	下野	幸助
12	番	田中	智也
13	番	藤根	正典
14	番	小島	智子
15	番	木津	直樹
16	番	田中	祐治
17	番	野口	正
18	番	倉本	崇弘
19	番	野村	保夫
20	番	山内	道明
21	番	山本	里香
22	番	稲森	稔尚
23	番	濱井	初男
24	番	森野	真治
25	番	津村	衛
26	番	杉本	熊野
27	番	藤田	宜三
28	番	稲垣	昭義
29	番	石田	成生

30	番	小林	正人
31	番	服部	富男
32	番	谷川	孝栄
33	番	東	豊
34	番	長田	隆尚
35	番	奥野	英介
36	番	村林	聡
37	番	今井	智広
38	番	北川	裕之
39	番	日沖	正信
40	番	舟橋	裕幸
41	番	三谷	哲央
43	番	中村	進一
44	番	津田	健児
45	番	中嶋	年規
46	番	青木	謙順
47	番	中森	博文
48	番	前野	和美
49	番	舘	直人
50	番	山本	教和
51	番	西場	信行
52	番	中川	正美
(42)	番	欠	番)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	湯 浅 真 子
書 記 (事務局次長)	畑 中 一 宝
書 記 (議事課長)	西 塔 裕 行

書 記 (企画法務課長)	枅 屋 武
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	平 井 靖 士
書 記 (議事課主幹)	川 北 裕 美
書 記 (議事課主幹)	黒 川 恭 子

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木 英 敬
副 知 事	渡 邊 信一郎
副 知 事	稲 垣 清 文
危機管理統括監	服 部 浩
防災対策部長	日 沖 正 人
戦略企画部長	福 永 和 伸
総 務 部 長	紀 平 勉
医療保健部長	福 井 敏 人
子ども・福祉部長	大 橋 範 秀
環境生活部長	井戸畑 真 之
地域連携部長	大 西 宏 弥
農林水産部長	前 田 茂 樹
雇用経済部長	村 上 亘
県土整備部長	渡 辺 克 己
環境生活部廃棄物対策局長	中 川 和 也
地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長	辻 日 出 夫
地域連携部南部地域活性化局長	伊 藤 久 美 子
雇用経済部観光局長	河 口 瑞 子
企 業 庁 長	山 神 秀 次
病院事業庁長	加 藤 和 浩
会計管理者兼出納局長	荒 木 敏 之

教 育 長

廣 田 恵 子

公安委員会委員長

山 本 進

警 察 本 部 長

岡 素 彦

代表監査委員

山 口 和 夫

監査委員事務局長

水 島 徹

人事委員会委員

降 旗 道 男

人事委員会事務局長

山 口 武 美

選挙管理委員会委員長

高 木 久 代

労働委員会事務局長

山 岡 哲 也

午前10時0分開議

開 議

○議長（中嶋年規） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（中嶋年規） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

付託議案の審査報告書並びに請願審査結果報告書が所管の常任委員長から提出されましたので、お手元に配付いたしました。

次に、意見書案第9号から意見書案第12号までが提出されましたので、お手元に配付いたしました。

以上で報告を終わります。

総務地域連携常任委員会審査報告書

議案番号	件名
59	三重県公文書等管理条例案
62	住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例案
75	財産の取得について
76	財産の処分について
79	三重県立熊野古道センターの指定管理者の指定について

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和元年12月13日

三重県議会議長 中嶋 年規 様

総務地域連携常任委員長 廣 耕太郎

環境生活農林水産常任委員会審査報告書

議案番号	件名
60	三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例案
78	文化交流ゾーンを構成する県立文化施設の指定管理者の指定について

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和元年12月10日

三重県議会議長 中嶋 年規 様

環境生活農林水産常任委員長 谷川 孝栄

医療保健子ども福祉病院常任委員会審査報告書

議案番号	件名
63	三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案
77	三重県聴覚障害者支援センターの指定管理者の指定について

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和元年12月12日

三重県議会議長 中嶋 年規 様

医療保健子ども福祉病院常任委員長 中瀬古 初美

防災県土整備企業常任委員会審査報告書

議案番号	件名
61	三重県流域下水道条例案
69	三重県特定公共賃貸住宅条例及び三重県営住宅条例の一部を改正する条例案
72	工事請負契約について（三重県防災通信ネットワーク（地上系・有線系）整備工事）
73	工事請負契約について（北勢沿岸流域下水道（南部処理区）南部浄化センター第2期事業水処理施設建設工事）
74	工事請負契約の変更について（一般国道25号（五月橋）橋梁上部工工事）

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和元年12月13日

三重県議会議長 中嶋 年規 様

防災県土整備企業常任委員長 木津 直樹

予算決算常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
4 3	令和元年度三重県一般会計補正予算（第5号）
4 4	令和元年度三重県県債管理特別会計補正予算（第1号）
4 5	令和元年度三重県国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
4 6	令和元年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）
4 7	令和元年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計補正予算（第1号）
4 8	令和元年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計補正予算（第1号）
4 9	令和元年度三重県地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）
5 0	令和元年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）
5 1	令和元年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）
5 2	令和元年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計補正予算（第1号）
5 3	令和元年度三重県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）
5 4	令和元年度三重県流域下水道事業特別会計補正予算（第2号）
5 5	令和元年度三重県水道事業会計補正予算（第2号）
5 6	令和元年度三重県工業用水道事業会計補正予算（第1号）

57	令和元年度三重県電気事業会計補正予算（第1号）
58	令和元年度三重県病院事業会計補正予算（第1号）
64	三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例の一部を改正する条例案
65	三重県手数料条例の一部を改正する条例案
66	三重県県税条例の一部を改正する条例案
67	三重県立公衆衛生学院条例の一部を改正する条例案
68	三重県農業大学校条例の一部を改正する条例案
70	三重県営鈴鹿スポーツガーデン条例の一部を改正する条例案
71	当せん金付証票の発売について
80	令和元年度三重県一般会計補正予算（第6号）
81	令和元年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計補正予算（第2号）
82	令和元年度三重県水道事業会計補正予算（第3号）
83	令和元年度三重県工業用水道事業会計補正予算（第2号）
84	令和元年度三重県電気事業会計補正予算（第2号）
85	令和元年度三重県病院事業会計補正予算（第2号）
86	知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例案
87	知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案
88	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
89	公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

90	令和元年度三重県一般会計補正予算（第7号）
議提1	三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和元年12月18日

三重県議会議長 中嶋 年規 様

予算決算常任委員長 小林 正人

請 願 審 査 結 果 報 告 書

(新 規 分)

総務地域連携常任委員会関係

受理番号	件 名	提 出 者	紹 介 議 員	審査結果
請7	新過疎対策法の制定を求めることについて	津市桜橋二丁目96番地 三重県自治会館内 三重県ふるさと振興協 議会 会長 小山 巧	川 口 円 中 瀬 信 之 小 林 貴 虎 山 本 佐 知 子 中瀬古 初 美 田 中 智 也 小 島 智 子 倉 本 崇 弘 山 内 道 明 山 本 里 香 稲 森 稔 尚 藤 田 宜 三 石 田 成 生	採択

環境生活農林水産常任委員会関係

受理番号	件名	提出者	紹介議員	審査結果
請8	私学助成について	津市上浜町一丁目293番地の4 三重県私立高等学校・中学校・小学校保護者会連合会 会長 加藤 健一 ほか20名	川口 円 中瀬 信之 小林 貴虎 山本 佐知子 中瀬 古初美 田中 智也 小島 智子 倉本 崇弘 野村 保夫 山内 道明 山本 里香 藤田 宜三 石田 成生	採択
請9	各種学校等への幼児教育・保育無償化制度の拡充を求めることについて	四日市市阿倉川町8-30 学校法人三重朝鮮学園 四日市朝鮮初・中級学校 学校長 鄭 俊宣 四日市市阿倉川町8-30 学校法人三重朝鮮学園 四日市朝鮮初・中級学校 幼稚園保護者会 代表 金 成華	中瀬 信之 中瀬 古初美 田中 智也 小島 智子 山本 里香 稲森 稔尚 藤田 宜三	不採択

医療保健子ども福祉病院常任委員会関係

受理番号	件名	提出者	紹介議員	審査結果
請10	介護ロボット等導入支援を求めることについて	津市桜橋2丁目131 三重県老人福祉施設協会 会長 近藤 辰比古	川口 円 中瀬 信之 小林 貴虎 山本 佐知子 田中 智也 小島 智子 野村 保夫 山内 道明 山本 里香 稲森 稔尚 藤田 宜三 石田 成生	採択

請11	災害時における非常用電源装置及び発電機の確保に向けた支援を求めることについて	津市桜橋2丁目131 三重県老人福祉施設協会 会長 近藤 辰比古	川口 田 中瀬 信 小林 貴 山本 佐知子 田中 智也 小島 智子 野村 保夫 山内 道明 山本 里香 稲森 稔尚 藤田 宜成 石 田 成	採択
-----	--	--	--	----

意見書案第9号

私学助成の充実を求める意見書案

上記提出する。

令和元年12月10日

提 出 者

環境生活農林水産常任委員長

谷川 孝栄

私学助成の充実を求める意見書案

私立学校は、建学の精神に基づく個性豊かで特色ある教育を行い、教育の振興及び発展に寄与している。

しかしながら、小学校、中学校及び高等学校における公私間の教育費負担の格差は大きく、私立学校に修学する生徒等の保護者は大きな経済的負担を強いられている。

また、近年における少子化等の影響もあり、私立学校をめぐる経営環境は厳しい状況にある。

よって、本県議会は、国において、私立学校に修学する生徒等の保護者の経済的負担の軽減及び私立学校における経営の健全性向上を図るため、私学助成

に係る国庫補助制度を堅持するとともに、経常的経費の助成を拡充するよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 中嶋年規

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣

意見書案第10号

高齢者施設等の非常用自家発電設備の整備に関する補助制度の拡充を求める意見書案

上記提出する。

令和元年12月10日

提出者

医療保健子ども福祉病院常任委員長

中瀬古 初美

高齢者施設等の非常用自家発電設備の整備に関する補助制度の拡充を求める意見書案

近年、日本各地で地震や台風等による大規模災害が相次いでいるなか、昨年9月の北海道胆振東部地震や本年9月の台風15号により、同時に広範囲にわたる停電が発生した。

台風15号による停電では、冷房設備等が使用できなかった千葉県内の高齢者施設において、施設利用者が熱中症の疑いで死亡するという痛ましい事故も発生している。

介護施設をはじめとした高齢者施設等の多くは、災害時の福祉避難所としての機能も併せ持っているものの、停電時の非常用自家発電設備の整備は遅れており、未整備の施設では、停電によって、冷暖房設備や痰吸引等の医療機器、ナースコール等、多くの機器等の使用が制限されるため、施設利用者の生命と安全が脅かされることになる。

国においては、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金として、高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業に係る費用の一部を補助しているものの、当該設備の整備に伴う高齢者施設等の負担は未だに大きい。

よって、本県議会は、国において、高齢者施設等の防災・減災対策として、非常用自家発電設備の整備促進を図るため、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金における高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業に係る交付基準単価を引き上げるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 中 嶋 年 規

(提 出 先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣

意見書案第11号

新たな過疎対策法の制定を求める意見書案

上記提出する。

令和元年12月11日

提 出 者

総務地域連携常任委員長

廣 耕太郎

新たな過疎対策法の制定を求める意見書案

過疎対策については、昭和45年の「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる過疎対策法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げてきたところである。

しかしながら、過疎地域においては、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊及び河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有する地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、癒しの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域の住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。

また、過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実・強化させることが必要である。

よって、本県議会は、国において、引き続き総合的な過疎対策を充実・強化し、過疎地域の振興と持続可能な地域社会の実現が図られるよう、下記の事項について措置を講じるよう強く要望する。

記

1 新たな過疎対策法の制定

全国的な少子高齢化や人口減少は、特に現行の過疎指定地域において顕著であり、同地域が、住民の生活拠点として維持できるよう令和3年4月以降も過疎対策事業債の発行を含めた現行の過疎対策法の仕組みを堅持し、総合的な過疎対策を充実・強化するための新たな法律を制定すること。

2 過疎対策事業債の対象事業の拡充

- (1) 少子高齢化や人口減少が著しい過疎地域にとっては、住民一人当たりの行政コストをより抑制する必要がある、公共施設の統合や施設の維持修繕に係る経費が大きな負担となることから、庁舎整備並びに公共施設の除却及び維持修繕を対象事業とすること。
- (2) 過疎地域の地理的な条件不利を考慮し、上水道事業のうち、旧簡易水道事業に係る部分を対象事業とすること。
- (3) 財政力の弱い過疎地域において、住民の安心・安全な暮らしの実現を図るため、防災対策事業を対象事業とすること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 中 嶋 年 規

(提 出 先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、
農林水産大臣、国土交通大臣

意見書案第12号

「あおり運転」の厳罰化に向けた法改正等更なる対策の強化を求める意見書案
上記提出する。

令和元年12月13日

提 出 者

川 口 円
中 瀬 信 之
小 林 貴 虎
山 本 佐知子
中瀬古 初 美
田 中 智 也
小 島 智 子
倉 本 崇 弘
野 村 保 夫
山 内 道 明
山 本 里 香
稲 森 稔 尚
藤 田 宜 三
石 田 成 生

「あおり運転」の厳罰化に向けた法改正等更なる対策の強化を求
める意見書案

本年8月、茨城県内の常磐自動車道において、悪質・危険な運転行為を行ういわゆる「あおり運転」により車を停車させられた上、運転手が「あおり運転」を行った者に暴行を受けるという事件が発生した。また、平成29年6月には、神奈川県内の東名高速道路において、「あおり運転」を受けて停止した車にトラックが追突し、夫婦が死亡する事故が起きている。こうした事件や事故が相次ぐ中、「あおり運転」に対して厳正な対処を望む国民の声が高まっている。

警察庁は、平成30年1月16日の通達において、「あおり運転」に対して、道路交通法違反のみならず、危険運転致死傷罪、暴行罪等あらゆる法令を駆使して、厳正な捜査の徹底を期すこととしているが、「あおり運転」そのものを処罰する規定がないこともあり、その防止策の決め手とはなっていない。

今後は、「あおり運転」の厳罰化に向けた法改正や、「あおり運転」の根絶を図るための教育・広報啓発活動のより一層の充実が求められる。

よって、本県議会は、国に対し、社会問題化している「あおり運転」を根絶し、安全・安心な交通社会を構築するため、下記の事項について早急に取り組まれることを強く要望する。

記

- 1 道路交通法等に「あおり運転」の定義を新たに設けるとともに、その厳罰化を図る法改正を、早急に進めること。
- 2 運転免許の更新時講習等や関係機関のホームページやSNS、広報誌等を効果的に活用し、「あおり運転」の根絶を図るための教育・広報啓発活動をより一層充実させること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 中 嶋 年 規

(提 出 先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、
国家公安委員会委員長

委 員 長 報 告

○議長（中嶋年規） 日程第1、議案第43号から議案第90号まで並びに議提議案第1号を一括して議題といたします。

本件に関し、所管の常任委員長から順次、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。谷川孝栄環境生活農林水産常任委員長。

〔谷川孝栄環境生活農林水産常任委員長登壇〕

○環境生活農林水産常任委員長（谷川孝栄） 御報告申し上げます。

環境生活農林水産常任委員会に審査を付託されました議案第60号三重県土

砂等の埋立て等の規制に関する条例案外1件につきましては、去る12月10日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（中嶋年規） 中瀬古初美医療保健子ども福祉病院常任委員長。

〔中瀬古初美医療保健子ども福祉病院常任委員長登壇〕

○医療保健子ども福祉病院常任委員長（中瀬古初美） 御報告申し上げます。

医療保健子ども福祉病院常任委員会に審査を付託されました議案第63号三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案外1件につきましては、去る12月10日及び12日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会にて特に議論のありました事項について申し述べます。

まず、三重県地域福祉支援計画の策定に係る、ひきこもりなど、生きづらさを抱える人への支援についてであります。

策定中の計画では、高齢者や障がい者、ひきこもりなど、生きづらさを抱える人に対し、広く包み込むという観点から、相談支援包括化推進員やアウトリーチ支援員の配置を検討するなど、市町とともに包括的な支援体制を構築することとしています。

このためには、福祉や医療、教育、就労など多分野連携によるすき間のない支援や、当事者に寄り添った継続的な支援等、組織や施策の垣根を越えたきめ細かな対応が必要となります。

県当局におかれては、誰一人取り残さない地域共生社会を必ず実現するという強い信念のもと、複合的な取組を推進するとともに、地域に根差した民間団体等との協働など、柔軟な発想による新たな取組も十分に検討されるよう要望します。

なお、策定中の計画における、ひきこもりなど、生きづらさを抱える人へ

の支援に対する県当局の連携体制とアウトリーチの活用手法については、令和2年3月に開催される本委員会にて報告することを求めます。

次に、第2期三重県子どもの貧困対策計画の策定についてであります。

本計画の策定に当たり、県当局では、これまでの子どもの貧困対策における成果や課題等の検証に加え、様々な困難を抱える家庭等の当事者や支援者などへのアンケートや意見交換等による調査にて実態把握を行ったところであります。

県当局におかれては、これまでの取組に対する評価を適切に行うとともに、実態調査で得られた一つ一つの声に真摯に耳を傾け、地域事情や生活実態等を的確に捉えることで、生まれ育った家庭の経済状況にかかわらず、三重県の子どもたちが健やかに成長できる環境整備を着実に進めるための計画として、より効果的で充実したものを策定されるよう要望します。

次に、三重県社会的養育推進計画の策定についてであります。

子どもの養育環境については、平成28年の児童福祉法改正により、子どもの家庭養育優先原則による社会的養育の推進が定められたことから、要保護児童に対する里親委託の推進等、従前の取組からの転換が図られているところです。

現在策定中の計画においても、里親委託のより一層の推進に向け、今後の取組方針等が示されていますが、フォスタリング機関のさらなる充実など、対応すべき課題も多く残っています。

県当局におかれては、里親委託の推進に当たり、子どもは権利の主体であることを常に念頭に置きながら、子どもの目線に立った取組となるよう十分に留意するとともに、社会的養育を必要とする子どもが、健やかな養育環境に身を置くことができる体制づくりを今後も着実に進められるよう要望します。

次に、三重県医師確保計画の策定についてであります。

本県では、医師の確保や地域偏在解消等に向けた様々な取組による成果が少しずつあらわれてきているものの、依然として地域偏在等の解消には至っ

ていません。

県当局におかれては、現在策定中の計画について、県内の各地域で異なる地域医療の実情や課題等をきめ細かに把握した上で、中長期まで見通した実効性を伴う計画となるよう要望します。

最後に、歯と口腔の健康づくりの推進についてであります。

本施策は、平成24年3月に議員提出条例として施行された、みえ歯と口腔の健康づくり条例と、その後策定された、みえ歯と口腔の健康づくり基本計画に基づき、様々な取組を進めてきたところですが、条例施行から約7年が経過し、健康寿命の延伸や医科歯科連携の推進など、県民の歯と口腔の健康づくりを取り巻く環境は大きく変化しています。

県当局におかれては、条例の目的である全ての県民の生涯にわたる健康増進をより一層図るため、これまでの取組成果や課題の分析等を十分に行うとともに、社会情勢や環境の変化に柔軟かつ的確に対応できる体制の強化等、必要な見直しに努められるよう要望します。

以上、御報告申し上げます。

○議長（中嶋年規） 木津直樹防災県土整備企業常任委員長。

〔木津直樹防災県土整備企業常任委員長登壇〕

○防災県土整備企業常任委員長（木津直樹） 御報告申し上げます。

防災県土整備企業常任委員会に審査を付託された議案第61号三重県流域下水道条例案外4件につきましては、去る12月11日及び13日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、議案第69号及び議案第72号から議案第74号までの4件は全会一致をもって原案を可決、議案第61号については賛成多数をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（中嶋年規） 廣 耕太郎総務地域連携常任委員長。

〔廣 耕太郎総務地域連携常任委員長登壇〕

○総務地域連携常任委員長（廣 耕太郎） 御報告申し上げます。

総務地域連携常任委員会に審査を付託されました議案第59号三重県公文書

等管理条例案外4件につきましては、去る12月11日及び13日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会で特に議論のありました事項について申し述べます。
三重県公文書等管理条例案についてであります。

公文書の管理、保存、利用等の手続は、複数の部にまたがって行われております。また、条例施行後は、保存期間が満了した公文書を第三者機関である審査会に諮り、その意見を勘案した上で廃棄を判断するなど、新たな手続も追加となります。

条例の目的である公文書等の適正な管理、保存、利用等を図ることで、県政が適正かつ効率的に運営され、県の諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務が全うされるよう、県当局におかれましては、これまで以上に部局間で十分に連携するとともに、新たな手続に対応できる体制をもって条例を適切に運営されることを要望いたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（中嶋年規） 小林正人予算決算常任委員長。

〔小林正人予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（小林正人） 御報告申し上げます。

予算決算常任委員会に審査を付託されました議案第43号令和元年度三重県一般会計補正予算（第5号）外34件につきましては、去る12月10日から16日に該当の分科会で詳細な審査を行った後、12月18日に本委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、議案第43号から議案第58号まで、議案第64号から議案第68号まで、議案第70号、議案第71号、議案第81号から議案第85号まで及び議案第87号から議案第89号までの31件については全会一致をもって原案を可決、議案第80号、議案第86号及び議案第90号並びに議提議案第1号の4件については、賛成多数をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（中嶋年規） 以上で委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑の通告は受けておりません。

討 論

○議長（中嶋年規） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。21番 山本里香議員。

〔21番 山本里香議員登壇〕

○21番（山本里香） 日本共産党の山本里香です。今議会に提案されております議提議案を含む49議案中、第61号、第62号、第80号、第86号、第90号、議提議案第1号の6議案に反対の立場で討論いたします。

議案第61号は、三重県流域下水道条例の全部改正です。これまで特別会計だったものを地方公営企業会計へ移行するためのものです。複式簿記化して、財務、資産状況を把握しやすく見える化されるということです。県としては、市町からの負担金による独立採算が原則です。

条例案にあるように、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉の増進とあり、この文言では経済性の発揮が第一とされ、公共福祉はその後になっています。

これまで水道事業や病院事業を企業会計化してきましたが、下水道事業は自治体の裁量権に任されており、ほかが進めても三重県が導入してこなかったのにはそれなりの意味があったと考えます。

2014年に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針では、民間能力の活用等の観点からも、地方公共団体におけるPPP、PFIの推進を支援するため、固定資産台帳を含む地方公会計や公営企業会計の整備推進等を通じ、地域企業を含めた民間事業者によるPPP、PFI事業への参入を推進するというふうに決められ、2020年までの意向を求めています。

つまり、今回の公営企業化の目的は、下水道事業へのPFIの導入を前提にしたものにほかなりません。そして、特に政府が今推進しているのはコンセッションです。効率やもうけを最優先させて、事業体、自治体の関与をそ

ぎ、他方で、最終責任は自治体にあるというこの流れは問題です。

条例の中で明記されているように、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するためということを目的としておる中で、企業の経済性の発揮はこの前提がなければなりません。

市町を巻き込んだ流域下水道事業は、利潤を生み出す事業ではなく、採算の取りにくいところでも事業をやらなければならない性格のものであります。地方公営企業法の財務規定等が適用されれば、これまでの一般会計からの繰り入れが制限され、市町負担金の値上げになり、利用者の料金値上げにつながります。

流域下水道事業が環境の向上を目的とし、採算が合わなくてもやらなければならない事業であれば、国や自治体の財政支援があって当然であり、単純に独立採算とはなりません。

見える化や緊張感を持った経営は重要ですが、収入と費用を容易に比較できるようになるために、黒字化のためには、料金値上げか業務のアウトソーシングかを迫るものになります。市民生活にとって重要な部門が将来的に後退する懸念があり、反対です。

議案第62号、住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例案は、マイナンバーの利用について整理するものです。

マイナンバー制度に日本共産党は導入のときから反対をしてきました。マイナンバーカードの目的は、1、国民の利便性を高め、公平公正な社会を実現する、2、行政の効率化をもっと高めるということでした。普及が思うようにいかず、つくった人には税金でおまけまでつけています。国民的に、人生で数回も使わないであろうこのカード、利便性の向上はどのようなものか、行政の効率化はどのように図られたのか、その費用対効果は疑問です。反対します。

議案第80号令和元年度三重県一般会計補正予算は、議案第86号から第89号までの4本の条例改正案と連動したものです。

議案第87号は、知事等の給与を特例的に月額2割減じていることを1年間延長するものです。また、議案第88号、第89号は、県職員及び公立学校職員の勤務手当を人事委員会勧告に鑑みて、年間支給割合を100分の5引き上げるものです。これら議案第87号から第89号までについては大いに賛成であります。

しかし、議案第86号における職員に準じて、知事をはじめとする特別職を含む管理職の期末手当まで同様に増額するということが含まれる議案第90号の補正予算は問題です。

議案第87号において、財政難であるから特別職を含む管理職の給与削減を続け、歳出の削減に取り組むとしておりながら、一方で、人事委員会勧告からと期末手当の増額は矛盾しています。

特別職の期末手当を引き上げるのは2年連続となり、知事は年間で9万円、副知事は7万円、教育長らは5万円も引き上げることとなります。

同様に、議提議案第1号は、議員においても期末手当を増額するというものです。昨年、議会経費削減に関するプロジェクト会議を実施し、政務活動費の精査、報酬月額10%減、政務活動費の30%減を決めて実施しています。

また、定数にかかわる論議の中で経費論が語られることもありました。今、選挙区及び定数に関する在り方調査会が発動しています。308万円だからいいではないかということにはなりません。

来年度導入の県議会で働く臨時・非常勤職員の会計年度任用職員への移行において、期末手当などの適用など待遇改善が言われる中、県においても財源問題から期末手当を生み出すための工夫をめぐらし、期末手当を支給するかわりに、時間調整や単価引き下げで月給を下げ、年収はほとんど変わらないからと苦境に追い込んでいる実態があります。こういう状況があります。

人事院勧告は国家公務員に対するもので、準拠するのは公務員のみです。もちろん参考資料の一つにはなり得ますが、議員も含め、特別職は県内情勢をもとに判断すべきです。

また、三重県特別報酬等審議会は、2014年12月以降開催されておらず、機

能していません。県財政難と明言する中、県民が生活に苦しむお手盛りの値上げは許されません。

よって、特別職、議員の期末手当値上げに関する、また含まれる議案第80号、第86号、第90号、議提議案第1号に反対をいたします。

以上、議員の皆さんの賛同を求め、反対討論を終わります。（拍手）

○議長（中嶋年規） 以上で討論を終結いたします。

採 決

○議長（中嶋年規） これより採決に入ります。

採決は3回に分け、起立により行います。

まず、議案第43号から議案第60号まで、議案第63号から議案第79号まで、議案第81号から議案第85号まで及び議案第87号から議案第89号までの43件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決であります。本案をいずれも委員長の報告どおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中嶋年規） 起立全員であります。よって、本案はいずれも委員長の報告どおり可決されました。

次に、議案第61号、議案第62号及び議案第80号の3件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決であります。本案をいずれも委員長の報告どおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中嶋年規） 起立多数であります。よって、本案はいずれも委員長の報告どおり可決されました。

次に、議案第86号及び議案第90号並びに議提議案第1号の3件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決であります。本案をいずれも委

員長の報告どおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

- 議長（中嶋年規） 起立多数であります。よって、本案はいずれも委員長の報告どおり可決されました。

請 願 の 審 議

- 議長（中嶋年規） 日程第2、請願の件を議題といたします。

本件に関する関係常任委員会の審査の結果は、請願審査結果報告書のとおり、採択4件、不採択1件であります。

お諮りいたします。本件は議事進行上、委員長報告を省略いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（中嶋年規） 御異議なしと認め、本件は委員長報告を省略することに決定いたしました。

討 論

- 議長（中嶋年規） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。25番 津村 衛議員。

[25番 津村 衛議員登壇・拍手]

- 25番（津村 衛） 新政みえの津村衛です。

請願第9号各種学校等への幼児教育・保育無償化制度の拡充を求める請願について、委員会での不採択との決定に反対の立場で討論いたします。

この幼児教育・保育の無償化は、子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため一気に加速し、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから取り組まれるもので、本年10月1日より実施されています。

この制度は、3歳から5歳の全ての子どもたちの利用料と、ゼロ歳から2歳の住民税非課税世帯を対象として無償化、その対象となる施設等は多岐に

わたり、施設やサービスの複数利用もあり得ます。

認可外保育施設には様々な形態があり、無償化の対象となるものは都道府県に届出を行い、国が定める指導監督基準を満たす必要がありますが、5年間の猶予期間を設けられており、経過措置として基準を満たしていなくても無償化の対象になります。

では、この制度の枠外にある幼児教育・保育施設とは何か。それが、今回の請願にある各種学校と一部の森のようちえんなどです。

この請願の提出者である四日市朝鮮初中級学校も各種学校であり、それに附属する幼稚部も各種学校と解せられます。

各種学校は朝鮮学校はじめ、インターナショナルスクール、アメリカンスクール、ブラジル学校、韓国学校、中華学校などが含まれ、全国に幼児教育・保育施設が約5万5000施設あると言われていますが、各種学校に限れば、そのうちの88施設で全体の0.16%であります。

幼保無償化は、先ほども述べたとおり、幼児教育を重要とし、なおかつ幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の一環として導入されたものであり、幼児教育・保育を受ける子ども本人が権利の主体であります。学校の施設や運営等に対する補助ではなく、その幼児を育てる家庭に対して補助されるものと考え、そこは明確に切り分けて捉える必要があります。

また、朝鮮学校に対し、補助金の予算化が行われていないのは事実ではありますが、そのことをもって無償化の対象外とするのは、全く筋の異なる論理ではないでしょうか。

今回の請願は、四日市朝鮮初中級学校と保護者会からではありますが、全国的には、ほかの各種学校も無償化の拡充を求め、声を上げ始めています。全国26のブラジル学校でつくる在日ブラジル学校協議会は、ブラジル学校を含む全ての各種学校に幼保無償化を求める宣言を採択しました。

また、10月に行われた衆議院第一議員会館での集会には、兵庫県外国人学校協議会の会長である神戸中華同文学校の愛名誉校長、また、副会長の芦屋インターナショナルスクール、ジェイ・バルク校長も駆けつけ、国会議員に

対し、制度の見直しを求めました。

さらに、この幼保無償化を求める動きは各種学校にとどまらず、園舎を持たない森のようちえんにも広がっているようです。

なぜこれほどまでに多くの人々が声を上げているのか。それには二つの理由があります。

その一つは、財源です。この制度の財源の半分は、消費税増税による税収です。日本に暮らす人々は、国籍等にかかわらず、ひとしく消費税負担をしているにもかかわらず、無償化の対象ではない。それが不公平であり、差別であるということ。

二つ目は、全ての子どもたちの健やかな成長を支援するというこの法の趣旨からしても、多種多様な教育を行っていることを理由に排除することは、正当性を欠いているということです。

三重県は、外国人住民の県民に占める割合が全国4位、学校在籍の児童・生徒比率では全国1位の県です。今後、様々な背景を持つ外国にルーツのある子どもたちが増える現状に照らしても、幼児教育が多様にしかりと行われることが、三重県民としてともに暮らし、ともに社会づくりをする基礎となることは明白です。

また、本県は、誰もが希望を持って挑戦し、参画、活躍できるダイバーシティ社会を目指し、都道府県初のダイバーシティ社会推進のための方針を策定しています。

この方針を掲げる三重県として、日本の先頭を切って、幼児教育・保育無償化制度の拡充を求める声を上げることこそが、三重県議会として真にダイバーシティを求める行動ではないでしょうか。

議員各位の賢明な御判断、この請願に賛同いただくことを心よりお願い申し上げます。（拍手）

○議長（中嶋年規） 30番 小林正人議員。

〔30番 小林正人議員登壇・拍手〕

○30番（小林正人） 自由民主党県議団、小林正人でございます。

会派を代表して、請願第9号各種学校等への幼児教育・保育無償化制度の拡充を求めることにつきまして、去る12月10日に開催されました環境生活農林水産常任委員会において審査が行われ、不採択と決定されたことに対し、賛成の立場から討論させていただきます。

御承知のように、国において、2019年10月から幼児教育・保育の無償化の制度が開始されました。

この制度の適用対象となるのは、幼稚園、保育所、認定こども園等であり、各種学校については、多種多様な教育を行っていることや学校教育法、児童福祉法等の法律による幼児教育の質が制度的に担保されているとは言えないことから、無償化の対象とはされておられません。

しかしながら、各種学校の中には、外国人学校が含まれること、県内にも3校ありますが、多文化共生やSDGsの視点から考えますと、無償化の対象にするべきでは、と考えられないこともないかと思いますが、今回は、問題として朝鮮学校が含まれているということでもあります。

平成28年3月、文部科学大臣通知により、北朝鮮と緊密な関係にある朝鮮総連が教育内容、人事及び財政に影響を及ぼしているとの政府の認識が示され、県に対し、朝鮮学校に係る補助金の公益性、教育振興上の効果等に関して十分な検討を行うことが求められました。

四日市朝鮮初中級学校においても、北朝鮮と密接に関係のある団体からの財政支援を受けており、北朝鮮の指導者を礼賛する教育内容を実施していることが見受けられることなどから、本県の四日市朝鮮初中級学校に対する補助金は、平成28年度以降、交付されていない状況であります。

このことは、我が国の教育の基本である教育基本法の第2条第5項伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこととありますが、このことに沿った教育が行われていないとしか判断できません。

以上の理由から、請願第9号におきましては、環境生活農林水産常任委員会の決定どおり、不採択に賛成ということを表明させていただきます。

議員各位におかれましては、本趣旨をどうか御理解いただき、御賛同賜りますことをお願いいたしまして、賛成討論を終わります。（拍手）

○議長（中嶋年規） 21番 山本里香議員。

〔21番 山本里香議員登壇・拍手〕

○21番（山本里香） 日本共産党の山本里香でございます。

請願第9号各種学校等への幼児教育・保育無償化制度の拡充を求めることについて、不採択とした委員会審査結果に反対の立場、採択すべしと討論をいたします。

日本共産党は、さきの10月から始まった幼保無償化は、財源を消費税にしているという根本問題があり、賛成しておりません。

しかし、四日市朝鮮初中級学校幼稚部などの各種学校が適用から除外されていることについて、制度設計上、こうした差別的な扱いは国際的水準から見て明らかに許されないと考えています。請願に理があるとして採択すべきと討論します。

様々問題を指摘されながら導入を急ぐ余り、丁寧さを欠き、矛盾も多く、制度実施間際まで、また制度実施されてからも、このように保護者や自治体を大きく混乱させている無償化です。

日本に生活し、無償化の財源となっている消費税増税の負担をみんながしているわけですから、行政がよく言う給付と負担のバランスということからしても、幼児教育を行っている中の一部を除外するというに矛盾があります。

子育て世帯における高額な教育費、保育料の負担を減らすことで、少子化に歯どめをかけようというこの制度がつくられた理由となっております。

政府は3歳から5歳の幼児教育・保育の原則無償化をうたい、ゼロ歳から2歳においては、所得制限を設けながらも制度設計をする中、認可保育所だけでは需要を賄えない実態の中で、どんな家庭の子どももきちんと保育・教育が受けられるように、どこに通っているかで区別して差をつくってはいけないという理由で、認可外保育所にまで適用を広げました。

全国の朝鮮学校幼稚部は、知事により各種学校認可を受け、幼児教育・保育を長いところで60年以上も続けています。基準が満たない認可外保育所までも対象としているのに、教育機関として認可されている、そして幼児教育の実績がある外国人幼児教育施設や幼稚園類似施設を無償化の対象外にしていることには合理性がありません。

また、子育てをする家庭の負担を軽減ということですので、その事業所にお金が行くことにはなりますが、概念としては少子化対策、家庭支援対策であり、その保護者、子どもが対象のはずです。だからどこに通っているかで区別して差をつくってはいけないとしたわけです。

国際人権規約や子どもの権利条約に基づき、子どもの教育についてはその国籍に関係なく、その子どもが実際に住んでいる国の政府が責任を持つことになっております。

拉致問題やミサイル発射は許せないことです。そのことを理由に、適用除外を支持する世論があります。しかし、北朝鮮政府が拉致に関与しているからといって、そのことは、日本で生まれ、居住し、これから生活をしていく子どもたちがそれにくみしているわけではありません。

また、その教育内容についての論議もあります。今、日本の大半の大学が朝鮮学校卒業者を高校卒業と同程度の学力があるとして受験を認めさせていることから、幼少期より日本の学習指導要領に沿い、日本の高校教育に準じた教育までなされていると言えるのではないのでしょうか。

母国も大事にしながら、日本社会で生きていくための幼児教育の場です。先ほどあった教育基本法の中に、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと、これは実践されていると私は思っています。

子どもの権利条約は、教育の目的として、児童の父母、児童の文化的同一性、言語及び価値観、児童の居住国及び出身国の国民的価値観並びに自己の文明と異なる文明に対する尊厳を育成すること、まさにそれが実践されていると思います。各種学校の除外だからとして、外国人学校、朝鮮人学校を排

除しようとするのは口実で、差別を隠していると感じざるを得ません。

以上、述べて採択すべし、不採択の委員会審査結果に反対の討論といたします。

終わります。（拍手）

○議長（中嶋年規） 以上で討論を終結いたします。

採 決

○議長（中嶋年規） これより採決に入ります。

採決は2回に分け、起立により行います。

まず、請願第7号新過疎対策法の制定を求めることについて、請願第8号私学助成について、請願第10号介護ロボット等導入支援を求めることについて及び請願第11号災害時における非常用電源装置及び発電機の確保に向けた支援を求めることについての4件を一括して採決いたします。

本件をいずれも委員会の決定どおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中嶋年規） 起立全員であります。よって、本件はいずれも委員会の決定どおり採択することに決定いたしました。

次に、請願第9号各種学校等への幼児教育・保育無償化制度の拡充を求めることについてを採決いたします。

本件を委員会の決定どおり不採択とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中嶋年規） 起立多数であります。よって、本件は委員会の決定どおり不採択とすることに決定いたしました。

なお、採択されました請願のうち処理経過及び結果の報告を求めるものにつきましては、お手元に配付いたしましたので御了承願います。

採択された請願で処理経過及び結果の報告を求めるもの
環境生活農林水産常任委員会関係

請願第8号 私学助成について

医療保健子ども福祉病院常任委員会関係

請願第10号 介護ロボット等導入支援を求めることについて

意見書案審議

○議長（中嶋年規） 日程第3、意見書案第9号私学助成の充実を求める意見書案、意見書案第10号高齢者施設等の非常用自家発電設備の整備に関する補助制度の拡充を求める意見書案、意見書案第11号新たな過疎対策法の制定を求める意見書案及び意見書案第12号「あおり運転」の厳罰化に向けた法改正等更なる対策の強化を求める意見書案を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本件は議事進行上、いずれも趣旨説明並びに質疑を省略するとともに、意見書案第12号は委員会付託を省略いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中嶋年規） 御異議なしと認め、本件はいずれも趣旨説明並びに質疑を省略するとともに、意見書案第12号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討 論

○議長（中嶋年規） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。20番 山内道明議員。

〔20番 山内道明議員登壇・拍手〕

○20番（山内道明） 公明党、四日市市選出の山内道明です。意見書案第12号「あおり運転」の厳罰化に向けた法改正等更なる対策の強化を求める意見書案に賛成の立場で討論を行います。

本年8月、茨城県内の常磐自動車道において、悪質、危険な運転行為を行

う、いわゆるあおり運転により車を停止させられた上、運転者が暴行を受けるといふ事件が発生しました。

また、平成29年6月には、神奈川県内の東名高速道路において、あおり運転を受けて停止した車にトラックが追突し、夫婦が死亡するという痛ましい事故が起きています。

こうした事件や事故が相次ぐ中、あおり運転に対して厳正な対処を望む国民の声が高まってきております。

あおり運転に関して、警察庁が本年10月、ドライバー2681人にアンケートを実施したところ、過去1年間にあおり被害を受けた経験があると答えたのは939人、約35%、実に3人に1人という高い割合となっており、身近な脅威として横行している実態が浮き彫りとなりました。中でも、抑止のために何らかの方策が必要とした人は96.3%となっています。

県内においても、本年6月、亀山市の名阪国道上り線で大型トラックが追い越し車線を走る男性の乗用車に幅寄せし、乗用車の側面にトラックを衝突させるという事故が発生し、乗用車の男性に頸椎捻挫などの負傷をさせたにもかかわらず、トラックは逃走し、結果、トラック運転手は傷害と道路交通法違反、ひき逃げの罪に問われ、津地方裁判所から懲役刑の判決が先月5日、下されました。

警察庁は、平成30年1月の通達において、あおり運転に対して道路交通法のみならず、危険運転致死傷罪、暴行罪等、あらゆる法令を駆使して厳正な捜査の徹底を期すこととしていますが、あおり運転そのものを処罰する規定がないこともあり、その防止策の決め手とはなっていないのが現状です。

このような中、同庁は、今月6日、道路交通法を改正してあおり運転を新たに定義し、罰則を設ける方針を固めるとともに、1回の違反で免許を取り消すほか、暴行罪の2年以下の懲役などよりも重い罰則を科すことも検討し、来年の通常国会への道路交通法改正案の提出を目指すことが示されたところ です。

以上を受けて、本意見書案では、道路交通法にあおり運転の定義を新たに

設けるとともに、その厳罰化を図る法改正を早急に進めること、さらには、運転免許の更新時講習等や関係機関のホームページやSNS、広報紙等を効果的に活用し、あおり運転の根絶を図るための教育、広報啓発活動をより一層充実させることとしており、社会問題化しているあおり運転を根絶し、安全・安心な交通社会を構築することを国に要望するものです。

よって、以上のことを理由に、本意見書案に賛成の意を表明するものであります。

各議員の皆さんにおかれましては、御賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。（拍手）

○議長（中嶋年規） 以上で討論を終結いたします。

採 決

○議長（中嶋年規） これより採決に入ります。

意見書案第9号から意見書案第12号までの4件を一括して採決いたします。

本案をいずれも原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中嶋年規） 起立全員であります。よって本案はいずれも原案のとおり可決されました。

常 任 委 員 長 報 告

○議長（中嶋年規） 日程第4、常任委員会の調査事項に関する報告の件を議題といたします。

本件に関し、教育警察常任委員会及び予算決算常任委員会から調査の経過等について報告いたしたい旨の申し出がありますので、これを許します。

田中智也教育警察常任委員長。

〔田中智也教育警察常任委員長登壇〕

○教育警察常任委員長（田中智也） 議長のお許しをいただきましたので、本委員会において特に議論のありました事項について、御報告申し上げます。

児童・生徒のいじめ等の調査結果についてであります。

平成30年度の調査結果におけるいじめの認知件数について、全国では全ての校種で前年度から増加しており、本県でも、いじめの定義を踏まえた積極的な認知の必要性を周知したこともあり、特別支援学校を除いて全国と同様の状況になっています。

本県の1000人当たりのいじめの認知件数については、全国と比較すると大きく下回っているものの、いじめの解消率は全国と比較して低い状況にあることから、いじめの解消に向けた対策を強化する必要があると考えられます。

県当局におかれては、これまで市町教育委員会等と連携して、いじめを認知した後の早期対応に取り組まれています。調査結果の分析をしっかりと行い、いじめから子どもたちを守り、安心して学ぶことができる環境づくりに努められるよう要望いたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（中嶋年規） 小林正人予算決算常任委員長。

〔小林正人予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（小林正人） 予算決算常任委員会における令和2年度当初予算編成関係の調査の経過について御報告申し上げます。

本委員会では、令和2年度当初予算関係の調査として、7月の令和元年版成果レポートに係る調査に始まり、10月から11月にかけて、決算審査と並行して、当初予算編成に向けての基本的な考え方について調査を行ってまいりました。

また、今月には、本委員会及び各分科会において、各部局の当初予算要求状況について慎重に調査を行ったところであります。

本県の財政状況は、三重県財政の健全化に向けた集中取組に基づく取組を進めてきたことにより、経常収支適正度が順調に改善するなど成果があらわれてきているものの、歳入面では、一般財源収入総額の大幅な伸びが見込めない中、歳出面では、社会保障関係経費が引き続き増加することや公債費が高い水準で推移するなど、予断を許さない状況にあります。

このような財政状況にあっても、令和2年度は、みえ県民力ビジョン・第三次行動計画（仮称）はじめ、今後の県政運営の指針となる多くの計画がスタートする年であり、これまでの残された課題や新たな課題に的確に対応するとともに、新しい時代への取組にも挑戦していく必要があります。

令和2年度当初予算編成に当たっては、引き続き持続可能な財政運営に向けた取組を推進しつつも、第三次行動計画の目指す、三重県らしい多様で包容力ある持続可能な社会の実現に向け、必要性、緊要性等の視点から事業の検証を行うとともに、中長期的な視点に立った事業効果の検討も十分に踏まえた上で、必要な事業を選定されるよう要望いたします。

次に、当初予算要求状況に係る調査の過程において、本委員会にて特に議論のありました主な事項について御報告申し上げます。

12月9日の総括的質疑においては、外国人住民に対する支援の充実、避難行動促進事業、児童虐待対応力の強化、県債管理基金積み立ての考え方、CSF対策、南海トラフ地震への対応、東京オリパラに向けた取組などについて活発な議論がありました。

また、12月18日の本委員会において、各分科会委員長から、12月10日から16日に開催された各分科会で特に議論のあった事項について、次のとおり報告がありましたので申し述べます。

警察官駐在所等整備費についてであります。

要求状況では、交番、駐在所の建てかえやリフォーム、防犯カメラの設置等の必要額の予算要求を行い、地域住民の暮らしの安心・安全を守る活動拠点として、その役割を果たせるよう整備することとしています。

県当局におかれては、厳しい財政状況の中においても、交番、駐在所の機能強化について、必要かつ十分な予算の確保に努められるよう要望いたします。

県当局におかれましては、これらの議論についても十分に留意し、令和2年度当初予算に反映できるものは最大限反映していただきますよう要望いたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（中嶋年規） 以上で常任委員長の報告を終わります。

閉会中の継続調査

○議長（中嶋年規） 日程第5、閉会中の継続調査の件を議題といたします。

本件は、総務地域連携常任委員会ほか6常任委員会並びに議会運営委員会の各委員長から、お手元に配付の閉会中の継続調査申出事件一覧表のとおり、それぞれ閉会中も継続してこれを行いたい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。本件はいずれも申し出のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中嶋年規） 御異議なしと認めます。よって、本件はいずれも申し出のとおり認めることに決定いたしました。

常任委員会閉会中 継続調査 申出事件一覧表

総務地域連携常任委員会

- 1 行財政の運営について
- 1 地域振興の推進について
- 1 スポーツの振興について
- 1 県南部地域の活性化について

戦略企画雇用経済常任委員会

- 1 県政の総合企画調整について
- 1 雇用対策について
- 1 エネルギー政策について
- 1 産業振興（農林水産業を除く。）について
- 1 国際交流及び観光の振興について

- 1 会計管理、監査その他行政運営の適正確保について

環境生活農林水産常任委員会

- 1 生活文化行政の推進について
- 1 環境保全の推進について
- 1 廃棄物対策について
- 1 農業の振興対策について
- 1 林業の振興対策について
- 1 水産業の振興対策について

医療保健子ども福祉病院常任委員会

- 1 保健衛生行政の推進について
- 1 社会福祉及び社会保障の推進について
- 1 地域医療対策について
- 1 子ども及び青少年の育成について
- 1 病院事業の運営について

防災県土整備企業常任委員会

- 1 危機管理及び防災対策の推進について
- 1 公共土木施設の整備・維持管理について
- 1 都市計画、住宅、その他土木行政の推進について
- 1 公営企業（病院事業を除く。）の運営について

教育警察常任委員会

- 1 学校教育の充実について
- 1 社会教育及び文化財保護行政の推進について
- 1 警察の組織及び運営について

予 算 決 算 常 任 委 員 会

1 予算、決算等県財政について

議会運営委員会閉会中 継続調査 申出事件一覧表

1 議会の運営に関する事項について

1 議会関係の条例及び規則等に関する事項について

1 議長の諮問に関する事項について

○議長（中嶋年規） 以上で、今期定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

閉 会

○議長（中嶋年規） これをもって、令和元年三重県議会定例会を閉会いたします。

午前10時55分閉会

□閉会に当たり、中嶋年規議長、鈴木英敬知事は、それぞれ次の挨拶を述べた。

○議長（中嶋年規） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

去る5月10日に開会いたしました令和元年定例会は、225日の会期を終え、本日ここに閉会の運びとなりました。

今定例会は、4月の一般選挙後初めての定例会であり、8名の新人議員を迎えるとともに、37年ぶりに5人以上の会派が4会派となり、全体では7会派という多彩な会派構成のもと、提出された諸議案をはじめ、県政の諸課題について終始熱心な御審議と議事運営への格別な御協力をいただきましたことに心から感謝申し上げます。

今定例会を振り返りますと、国の改正出入国管理法の制定を受け、5月に

外国人労働者支援調査特別委員会を設置し、議論を深めていただいております。

6月には、人口減少・地方創生時代における県議会のあり方や果たすべき役割、それらを踏まえた議員の定数や選挙区のあり方について調査する選挙区及び定数に関する在り方調査会を設置し、有識者による検討を行っていただいております。

7月の県内養豚場でのCSF、いわゆる豚コレラの感染被害発生を受けて、9月に感染拡大防止対策等に伴う補正予算を先議するとともに、国に対し、6月の感染予防対策の支援を求める意見書に続き、ワクチン接種への支援を求める意見書を提出し、迅速な感染拡大防止と風評被害対策などの対応を求めました。

11月には、平成27年の残土条例の制定を求める請願採択以来の懸案でありました三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例案が提出され、熱心に御議論いただき、本日可決したところであります。

また、今後4年間の中期の戦略計画であるみえ県民力ビジョン・第三次行動計画（仮称）については、審議において、重要な視点となるSDGs、Society5.0を学ぶ議員勉強会を6月と7月に開催するとともに、各常任委員会での詳細な調査を経て、三重県行財政改革取組とあわせて、11月に知事へ申し入れを行いました。

今後は、みえ県民力ビジョン・第三次行動計画（仮称）について、次の定例会で議案として提出を受け、審議を尽くすこととなります。

当局におかれましては、これらの審議や調査の過程において、議員各位から述べられました意見、要望等を十分尊重され、今後の県政運営に努められますようお願いいたします。

さて、今年は全国各地で大規模自然災害が発生し、本県においても台風第19号により大規模な浸水被害が生じるなど、自然の猛威を感じるとともに、災害への備えの大切さを切実に感じる1年でありました。

こうした中、5月に新天皇陛下が御即位され、私も議長として知事とともに

に新しい令和の時代の訪れをお祝いする諸行事に参列する榮に浴しました。改めて新天皇陛下の御即位をお祝いするとともに、令和の時代が国民、県民にとって平和で希望と笑顔に満ちあふれた時代となることを願っております。

元号が平成から令和となる御代替わりの年の初めての定例会が本日閉会となりますが、明年1月15日からの定例会においても、二元代表制を担う議会として、安全・安心の確保をはじめとする県民の負託に応えるべく議会機能の強化と充実に向けて取り組んでまいりますので、皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。

最後になりますけれども、寒さに向かう折から、議員各位並びに執行部の皆様には健康に十分留意され、よい新年を迎えられますことをお祈り申し上げます。閉会の御挨拶といたします。ありがとうございました。（拍手）

○知事（鈴木英敬） 閉会に当たりまして私からも御挨拶申し上げます。

今定例会は、輝かしい令和の時代になって初めて開会された定例会であり、私にとりましても、再び県民の皆様から負託を受け、新しい時代の始まりとともに、知事3期目として気持ちを新たにしました定例会でありました。

5月10日の開会以来、本日まで約7カ月の長期にわたり開催されましたが、その間、議員の皆様方には終始御熱心に御審議をいただき、提出の全議案を議了いただきましたことに厚く御礼申し上げます。

本年は、県民の皆様と明るい気持ちで改元を迎えた後、11月には、天皇皇后両陛下が即位後初めて本県に行幸啓され、4万人を超える県内外の皆様に祝福いただきました。

一方で、7月には県内で初めてCSFの感染が確認され、8月にはアコヤ貝のへい死が発生しました。その後も、9月の台風第19号や10月の大雨により甚大な被害が発生しました。

来年以降も、いつ発生してもおかしくない大規模自然災害に備える必要があるため、全ての県民の皆様が快適で活力に満ちた質の高い生活を送り、新しい豊かさを享受することができるよう、命と暮らしの安全・安心を守る取組を着実に進めるなど、策定中のみえ県民力ビジョン・第三次行動計画（仮

称)の目標達成に向けて、オール三重でしっかりと取り組んでまいります。

また、AIやRPA等の新たな技術の活用により、業務改善などの取組を加速化することで県民サービスを向上できるよう、スマート自治体にもチャレンジします。

今定例会を通じまして、議員の皆様方からいただきました貴重な御提言や御意見等につきましては、これを十分尊重させていただくとともに、今後の県政の推進にさらなる努力をしてまいりますので、格別の御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

最後になりますが、議員の皆様方におかれましては、御健康に十分御留意の上、なお一層県政発展のため御活躍くださいますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

地方自治法第123条の規定により署名する

臨時議長 奥野英介

臨時議長 中村進一

議長 中嶋年規

副議長 北川裕之

署名議員 中瀬古初美

署名議員 木津直樹

署名議員 野村保夫